

# 加湿器 点検整備手順

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に規定される「建築物環境衛生管理基準」には加湿装置は「使用開始時及び使用開始後1カ月以内ごとに1回点検し必要に応じ清掃等を実施すること」となっております。





微生物、粉塵等によって居室内部の空気が汚染されることを防止するために、また湿度を適切に保つために定期的な点検・整備の必要があります。

## 株式会社空調保全工業

池袋・城南・多摩・城東

### 滴下浸透式加湿器シーズンイン点検・清掃実施手順

給水バルブ	各階P S内 加湿給水バルブを全開にします。		
フラッシング	給水ユニット：フラッシング ホースを接続し、配管内滞留水のフラッシングを行います。		
同上	Y型ストレーナーのスクリーン（網）を外しフラッシングを行うこともあります。 配管内の滞留水はかなり汚れています。		
ストレーナー 清掃	Y型ストレーナー Y型ストレーナー内のスクリーン（網）を取り外しブラシによる清掃を行います。		
加湿ヘッダー 清掃	加湿ヘッダー 加湿ヘッダーの詰まりを除去します。		
加湿モジュール	加湿器モジュール 汚れ、臭いの発生が無い点検を行い、必要に応じ洗浄を行います。 洗浄前（写真左）取り外し（写真右）		

加湿モジュール	<p>高圧洗浄（写真左）</p> <p>洗浄後（写真右）</p>		
同上	<p>専用洗剤に漬置き付着物を溶解後洗浄する場合も有ります。</p> <p>洗浄前（写真左） 洗剤漬置き中（右）</p>		
同上	<p>高圧洗浄中（写真左）</p> <p>洗浄後（写真右）</p>	